



発行 東京都

目次

110

規則

○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部保健政策課）…

規則（教）

○学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………
○学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十一号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「法」という。）の下に「及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号。以下この号において「改正省令」という。）」を加え、同号に次のように加える。

又 改正省令附則第二条第六項の規定による喫煙可能室の設置の届出の受理

第一条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 東京都受動喫煙防止条例施行規則（平成三十一年東京都規則第九十五号）第

三条第一項の規定による喫煙可能室の設置の届出の受理

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年一月一日から施行する。

2 保健所長は、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第六条及び東京都受動喫煙防止条例施行規則（平成三十一年東京都規則第九十五号）附則第三条の規定に基づく準備行為を行う場合において、この規則による改正後の東京都保健所長委任規則第一条第十号及び同条第十号の二の規定による届出については、この規則の施行の日前においても、受理することができる。この場合において、同条第十号の規定中「改正省令」とあるのは、「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）」と読み替えるものとする。

規則（教）

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を

削る。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

